

児童発達支援事業所 「パレット」について

横浜市東部地域療育センター



 お子さんへ

- ・ 少人数のグループ活動と、わかりやすい環境設定の中で、
お子さんが見通しをもって安心して過ごせる場を提供します。
- ・ 職員やお友達との関わり方や、集団生活におけるルールを学び、
「できた!」「わかった!」と達成感を得ることを積み重ねながら、
自信をもって活動に参加していくことを支援します。

その結果、

現在、そして将来一人ひとりが社会の中で自信をもって
生活できることを目指します。

 保護者の方へ

- お子さんへの理解を深めることにより、家庭生活や地域生活での
かかわりの工夫を考える場を提供します。
- 懇談会を通じて、保護者同士の話し合いや情報交換も行います。

場 所

- ・ 鶴見区鶴見中央 5-4-10
ベルス・ベイサイド 2 階
(ベルロードつるみ沿い)
(1 階は鶴見循環器クリニック)

J R 鶴見駅～徒歩 7 分
京急鶴見駅～徒歩 5 分

- ・ 診療などは、今まで通り、
東部地域療育センターで行います。



クラス編成

■週1日クラス(月5日)■

- ・曜日：火・水・木曜日のいずれか。
時間：9時30分～12時（療育時間は120分）
※パレットと同日に他の事業所の利用はできません。
- ・各曜日2クラス。合計6クラス（定員36人）。
- ・1クラスの人数は6人。担任は2～3人。
- ・スタッフは管理責任者、保育士、児童指導員、ソーシャルワーカーがいます。

★月曜日は、パレット職員による幼稚園、保育所の巡回訪問日になります。
また、保護者向け勉強会（年3回程度）を行います。

クラス編成

■隔週クラス(月2日)■

- ・曜日：第1,3金曜日、第2,4金曜日のいずれか。
時間：9時30分～12時（療育時間は120分）
※パレットと同日に他の事業所の利用はできません。
- ・各週2クラス。合計4クラス（定員24人）。
- ・1クラスの人数は6人。担任は2～3人。
- ・スタッフは管理責任者、保育士、児童指導員、ソーシャルワーカーがいます。

★月曜日は、パレット職員による幼稚園、保育所の巡回訪問日になります。
また、保護者向け勉強会（年3回程度）を行います。

幼稚園・保育所巡回とは

- パレット職員が、お子さんの通っている幼稚園、保育所を訪問します。
- お子さんの様子を見せていただき、お子さんの課題を確認したり、療育プログラムの参考にします。
- 園の先生と情報交換を行い、パレットで有効だった支援方法などを伝達します。
- 契約期間内に1回以上実施します。

療育の予定

- ・ 集団療育

令和7年4月～令和8年3月まで

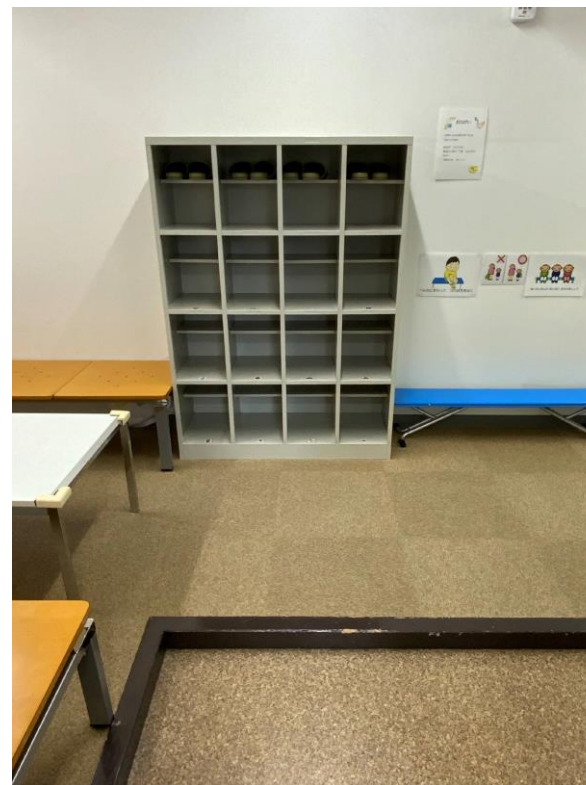
- ・ 夏期休暇、冬期休暇があります。
- ・ 各曜日の療育日数は
週1日クラスは年間約40日前後
隔週クラスは年間約20日前後の見込みです。
- ・ 個人面談期間は、集団療育は行いません。

スケジュールの例

9 : 20	来所・支度
9 : 40	始めの集まり
10 : 00	活動1（集団でルール遊び）
10 : 30	活動2（小グループ活動や 個別課題など）
11 : 00	おやつ
11 : 20	帰りの集まり
11 : 40	退室

9:20	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1 (集団でルール遊び)
10:30	活動2 (小グループ活動や 個別課題など)
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

- 玄関から入り、くつを履き替えたら、カウンターで職員にあいさつをして名札をもらいます。
- 流れを理解して行動し、身の回りのことを自分で行うことをねらいとしています。



9:20	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1 (集団でルール遊び)
10:30	活動2 (小グループ活動や個別課題など)
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

- 日付の確認、手遊びの模倣を行います。絵本やパネルシアターを見ます。
- 一定時間着席をすることや職員に注目して話を聞くことなどをねらいとしています。



9:20	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1 (集団でルール遊び)
10:30	活動2 (小グループ活動や個別課題など)
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

- サーキットなどの運動遊びやゲーム遊び、制作などを行います。
- 活動の内容を理解して取り組むことや、集団生活でのルールを知ることなどをねらいとしています。



サーキット



箱積みゲーム

9:20	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1 (集団でルール遊び)
10:30	活動2 (小グループ活動や 個別課題など)
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

- 2～3人の小グループの活動の中でお友だちとのコミュニケーションの練習をしたり、刺激の少ない空間で、1人で課題に取り組んだりします。
- 社会性を身に付けることや、一定時間机に向かって課題に取り組むことなどをねらいとしています。



個別課題の設定



先生と1対1で社会のルールや身だしなみなどを学ぶ時間もあります

9:20	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1（集団でルール遊び）
10:30	活動2（小グループ活動や 個別課題など）
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

- 市販のお菓子と飲み物を提供しています。

- 準備、片付けを自分で行うことや、要求や援助要請を職員に適切に伝えることなどをねらいとしています。

- おやつを楽しみに、パレットに来てくれるお子さんも多いです。



あそびの時間

- ・あそびの時間にもねらいがあります。
色々な玩具を通して遊び方を知り、興味の幅を広げたり、
お友だちや職員とのやりとりを楽しむ場としています。



保護者向けプログラム

- 保育参観、保育見学
- 勉強会（お子さんの療育と並行して別室で開催します。
月曜日に行うものや、動画配信もあります。）
- 懇談会（お子さんの療育と並行して別室で開催します。）
- 個人面談（週1クラスは年3回、隔週クラスは年2回）

***弟妹は、できるだけ預けてきてください。
難しい場合はご相談ください。**

2024年度保護者プログラム（1学期）

（週1日クラス）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
4月	保育参観①	・参観感想と自己紹介	・活動内容とねらいについて （パレット）
5月			・自閉症および周辺の子ども達の特性と理解（心理Ⅰ）【月曜・東部センター】 ・就学説明会（市教育委員会/ 特別支援教育総合センター主催） ・生活リズムについて（パレット）
6月	保育参観②	・個人面談Ⅰ	・福祉制度・社会資源について （ソーシャルワーカー）【YouTube配信】
7月	保育参観③		・先輩保護者による講演会（VTR上映） （パレット） ・子どもの行動と感覚について （作業療法士）【YouTube配信】
8月	保育見学①		

2024年度保護者プログラム（2学期）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
9月		・家庭での 取り組み発表会	・子どもの行動を考える （心理2）【YouTube配信】 ・子どもについてまとめてみよう①② （パレット）
10月		・個人面談2	・ことばの視点から発達を考える （言語聴覚士）【YouTube配信】
11月	保育見学②		
12月	保育参観④		

2024年度保護者プログラム（3学期）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
1 月	保育見学③		・ 家庭や学校における支援について（心理3）【月曜・東部センター】 ・ 子どもについてまとめてみよう③（パレット）
2 月		・ 個人面談 3	・ 小学校へ子どものことをどう話すか（ソーシャルワーカー）【月曜・パレット】
3 月	お楽しみ会	・ 1 年の振り返りと感想	

最後に…

パレットに通われた方の感想より

- ・ 週1回のパレットを親子共々楽しみにしていました。
- ・ パレットに通えたことで、色々な気づきや学びがあり親子ともに助けられました。
- ・ 勉強会では、支援の方法や特性について学ぶことができて良かったです。

週1日クラス

- ・ パレットが習慣化されました。何かあった時にすぐに相談できるのが良かったです。
- ・ 隔週だったらここまで積み重ならなかったと思います。
- ・ 週2回でも来たいくらいでした。
- ・ 毎週同じ曜日にあることで「○曜日はパレット」と理解しやすかったです。

隔週クラス

- ・ 仕事の都合上、毎週は無理だったため、月2日の選択肢があって良かったです。
- ・ 園行事ともバランスが取れて、無理なく通えました。

続いて・・・

申し込み～利用開始までの
流れ と 手続き



今後の流れ

時期	内容
9月20日（金）	“利用確認書” 締め切り ※次のスライドで説明します ※希望しない方もご提出下さい。
11月下旬	「パレット」利用の可否について郵送 （12月の案内を同封します）
12月20日（金） 23日（月） 24日（火）	受給者証申請の手続き 体験クラス開催 （場所：パレット） お子さんと一緒に来ていただきます
1月中旬	クラス編成 郵送でお知らせ ※ 通う曜日が決定
3月中旬	契約書類を郵送 パレット初日にお持ちください

「利用確認書」を出してください
締切 9月20日（金）

利用を希望される方は、週1回クラス、隔週クラス、それぞれ定員があります。

定員を超えた場合は、療育センター会議で利用者を決定します。決定に関することへのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

通いたいクラスが定員を超えてしまった場合にもう一方のクラスでもよいかどうか、「利用確認書」にご記入ください。

パレットに通えなかった場合も、療育センターでの診療やご相談をご利用いただけます。ご相談がある場合はソーシャルワーカーにご連絡ください。

「パレット」利用が決まったら

- パレットは、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」です。
 - ⇒ “障害児通所受給者証” が必要となります。
- “受給者証” は区役所が発行します。そのための申請手続きは12月20・23・24日にパレットで行います。
 - ⇒ 個別に区役所に行く必要はありません
 - ⇒ すでに受給者証を持って事業所に通われている方も、来年度の手続きはここで行います
- 利用料は、「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。
 - ⇒ 利用料はかかりません

「パレット」以外の 療育センターの利用について

福祉相談室

相談は地区の担当
ワーカーが担当し
ます

パレットと情報を
共有していきます

診療 など

診療関係は、東神奈川の
東部地域療育センターで
おこないます

引き続き健康保険の適用
となります

9月20日（金）までに

「利用確認書」をGoogleフォーム

にてお申込み もしくは **郵送**にてご提出ください

おつかれさまでした

